

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

（1）職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

（2）職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

（3）サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和6年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 7月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「全員でつくる、不祥事を起こさせない職場」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各種入校課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施し、職責の自覚の醸成を図った。 また、各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施し、高い倫理観の涵養と保持を図った。

イ 職員への周知の状況（令和6年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

（４）職務に専念する義務の免除（令和6年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

（５）営利企業等の従事制限（令和6年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	315	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	2,454	
警察本部長	77	
計	2,846	